

特記仕様書

門真市 環境水道部 下水道整備課

1. 適用

この特記仕様書は、門真市が発注する、「令和5年度特殊マンホール耐震化工事(1)」(以下「本工事」と称する)に適用する。

2. 優先順位

本特記仕様書は、設計図書(設計図面、設計書、下水道施設土木工事共通仕様書等)に優先する。ただし、監督員の指示は、特記仕様書及び設計図書に優先する。

3. 共通仕様書等

この特記仕様書に定めていない事項、その他監督員が特に指示しない事項に関しては、別に定める門真市「下水道施設土木工事標準仕様書」及び最新版の大阪府都市整備部監修「土木請負工事必携」を準用するものとし、これを熟読の上、適正な履行に努めなければならない。

4. 疑義等

本工事において、不明な点、あるいは疑義を生じた時は、その都度速やかに監督員と協議し、あるいは監督員の指示に従って工事を進めなければならない。質疑、応答事項はすべて工事打合簿に記録し、適時監督員に提出すること。

5. 安全対策

本工事は渇水期で作業を行うものとし、工事期間を定めている。

本工事箇所は流域下水道との接続箇所付近での作業となることから、管渠内水量について管理者である大阪府東部流域下水道事務所との調整が必要となる。

受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。

マンホール、管渠内などに入入りし、または内部で作業を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者が常駐の上その指示に従い、酸素欠乏症、有毒ガス等の有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用防護具等を常備し、転落のおそれがある場合は安全帯を使用すること。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は記録を保存し、監督員の指示に従い提

出及び報告等を行うものとする。

上記内容を踏まえ安全対策を施工計画書に記載すること。

6. 降雨（局地的な大雨）に対する安全対策等について

下水道管渠内等では、降雨（局地的な大雨）により急激な水の増加、水位の上昇により思わぬ事故を招く恐れがあることから、作業の安全確保のための対策を定めるものである。

（1）対象となる作業箇所

- ・下水道管渠内
- ・雨水の流入により影響を受ける作業環境であるマンホール等の施設

（2）標準的な中止基準

以下の項目のうち、ひとつでも該当する場合は、作業を中止する。

- ・本市において、作業前に大雨注意報または警報が発令されている場合、または作業中に発令された場合
- ・本市において、作業前に降雨や雷が発生している場合、または作業中に発生した場合
- ・管渠内の水位など、降雨により影響を受ける水位が急激に上昇した場合

上記中止基準は標準的なものであり、監督員と協議のうえ、当該作業現場の安全が十分確保されるような現場特性に応じた中止基準を定めること。

（3）標準的な再開基準

以下の項目を全て満たし、作業箇所の安全が確認された場合、監督員と協議のうえ、作業を開始する。

- ・本市において発令されていた大雨注意報または警報が解除された場合
- ・本市において降雨や雷が確認されない場合
- ・管渠内の水位など、降雨により影響を受ける水位が、平常時の水位であることを確認した場合

上記再開基準は標準的なものであり、監督員と協議のうえ、当該作業現場の安全が十分確保されるような現場特性に応じた再開基準を定めること。

（4）施工計画書への記載

請負者は、降雨（局地的な大雨）による急激な増水による被害に備えるため、施工計画書に以下の点を踏まえた安全管理を記載すること。

- （ア） 現場特性の事前把握（下水道管渠施設情報、地形情報）
- （イ） 現地特性に応じた工事等の中止基準・再開基準の設定
- （ウ） 迅速に退避するための対応

(退避手順の設定、安全器具等の設置、情報収集と伝達方法、資機材の取り扱い等)

(エ) 日々の安全管理

7. 水替工

事前確認により、水替工が必要か判断する。必要であれば設計変更の対象とする。

8. 家屋・物件等の毀損の補償

工事施工に伴って通常発生する家屋・物件等の毀損の補修・補償については、大阪府積算基準により現場管理費に含まれており（臨時にして巨額なものを除く）、受注者の責任施工であることを踏まえ、補修・補償が生じた場合は、受注者にて誠意を持って解決にあたること。また、工事施工区間内における家屋等その他構造物の着工前調査、完成後確認を受注者の責任において入念に行い、写真、略図に残すなどして沿道家屋等その他構造物の状態を把握しておくこと。

事後調査については、要望があれば行うものとする。

9. 残土・残塊・汚泥処分

工事に伴い発生する建設副産物の処理については次のとおりとする。

残土は自由処分、残塊は再生資源化施設、汚泥は産業廃棄物処理施設において関係法令に基づき適正に処分すること。なお、積算については本市市役所所在地を起点として、運搬費及び処分費の合計額が安価な処理施設の処理単価を採用している。設計書記載の運搬距離及び処理施設は積算上の条件明示であり処理施設を指定するものではないため、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項はこの限りでない。また、本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、下水道整備課が別に定めた「過積載防止対策指針」によるものとする。

10. 交通誘導員

交通誘導員は、道路使用によって妨げられる通行人または一般車両の円滑かつ安全な通行を確保するものとし、その配置及び人数は警察許可条件等考慮の上、受注者の責において適宜配置しなければならない。積算については交差点内及び通行止め含む施工区間について4人程度を計上している。なお、本工事については総数71人としているが、所轄警察署等の協議の結果または、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督員と協議をするものとし設計変更の対象とする。

11. 地下埋設物・架空線関係

地下埋設物等については、受注者は工事着手に先立ち、各地下埋設物の位置、深さ及び形状等を各管理者から資料収集を行うとともに、試験掘等により把握に努めること。また、各管理者と協議の上、監督員が工事に支障があると認める場合は、本市から各管理者に移設工事を依頼するものとし、その際の移設及び復元負担金は本市が各管理者に直接支払うものとする。ただし、他企業地下埋設物及び架空線の防護については、受注者の責任において対処すること。

12. 工事区域内の車両の出入の確保等

工事実施にかかる地元住民等の車両等の出入りについては支障の無いよう工程及び工事の方法について調整するとともに、通行止めを伴う作業や車両等の出入りに支障のある場合は、受注者の責任において対処すること。

13. 住民広報

工事着手に先立ち、工事のお知らせを作成し監督員の確認を受けること。工事のお知らせを用い地元住民等への説明を行い、理解を得た上で工事に着手し、苦情等があった場合は、誠意をもって対応し、直ちに対策を講じ監督員へ報告を行うこと。工事のお知らせは位置図等に工事予定期間等を記入して、見やすいように工夫すること。

14. 工事の休業日

官公庁の閉庁日は原則休業日とする。現場状況等において、閉庁日での作業が必要である相応の理由がある場合は、事前に休日作業届にその理由を付し、監督員の承認を得なければ作業を行うことはできない。

なお、工期の設定については、閉庁日を不稼働としている。

15. 完成検査

完成検査は契約工期内（概ね工期末の1週間前）で行うこととする。工事の完成（竣工日）は完成検査の3日前までとする。

16. 工事現場環境の美化等

工事現場は常に整理整頓し、作業後の清掃を徹底し現場環境の美化に努めること。また、道路や空地に資機材等を許可なく置かないこと。門真市路上喫煙の防止に関する条例を遵守し、啗えたばこでの作業やポイ捨てを絶対に行わないこと。

17. 提出書類等

工事写真はデジタルカメラで撮影すること。提出にあたってはデジタルカメラで撮影した画像をA4判写真プリント用紙に印刷し、右側部分にタイトルを記入したものをファイル綴じし、工種毎にアルバム状に整理し提出すると共に、CDに記録し提出すること。なお、ダイジェスト版の工事写真もあわせて提出すること。

出来高図面は、A3版の紙図面を提出するものとし、その際はCADソフトを用いて作図すると共に、CDに記録したデータ(DWG形式、PDF)も提出すること。なお、CADデータは本市が貸与したものを書き換えるものとする。その他の提出書類についても監督員と調整の上、紙面並びに監督員の指示する書類をCDに記録し提出すること。